# 公益財団法人周南市医療公社　一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

１　計画期間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日までの５年間

２　内容

目標１　職員（医師を除く）一人あたりの月平均の法定時間外労働を３０時間以内にする。医師についてはＡ水準の遵守を徹底し、４５時間以内に抑制する。

〈対策〉

・令和８年４月～　　所属ごとに時間外労働時間の把握をする。
・令和８年８月～　　所属へ状況確認および問題点の分析を行う。
・令和８年９月～　　業務の属人化を防ぎ、適正な分担による業務遂行体制を構築する。

目標２　女性職員の育児休業取得率１００％を維持するとともに、男性職員については取得率５０％超を目指す。

〈対策〉

・令和８年４月～　　該当職員に対し個別に資料を渡し、意向確認面談を行う。
・令和８年４月～　　代替人員の確保や業務体制の見直しを行う。
・令和８年４月～　　育児・介護休業等に関する規則、雇用保険法に基づく給付のほか諸制度の説明を行う。
・令和８年４月～　　復職前に、復職後の制度、待遇等の説明を再度行う。